

○小牧市道路占用料条例

昭和 3 9 年 7 月 7 日

条例第 4 5 号

（目的）

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号。以下「法」という。）第 3 9 条第 2 項及び第 7 3 条第 2 項の規定により、道路の占用料（以下「占用料」という。）の額及び徴収方法並びに延滞金の徴収について定めることを目的とする。

（占用料の徴収の範囲）

第 2 条 占用料は、市道の占用につき、法第 3 2 条第 1 項又は第 3 項の規定により市長の許可を受けた者及び法第 3 5 条の規定により協議し、同意が成立した者並びに電線共同溝に係る占用にあつては電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 3 9 号）第 1 0 条、第 1 1 条第 1 項若しくは第 1 2 条第 1 項の規定により市長の許可を受け、又は同法第 2 1 条の規定により協議が成立した者（以下「道路占用者」という。）から徴収する。

（占用料の額）

第 3 条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、占用の期間が 1 月未満の場合は、同表に定めるところにより算出した額に 1 . 1 を乗じて得た額とする。

（占用料の徴収方法）

第 4 条 占用料は、市長の定める期間内に納入通知書により一括して徴収する。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、当該年度分を当該年度の 4 月 3 0 日（この日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その直後の日曜日等でない日）までに徴収する。

（占用料の還付）

第 5 条 既に徴収した占用料は、還付しない。ただし、市長が占用期間内

に法第 7 1 条第 2 項の規定により占用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は天災その他特別の事情により道路占用者が占用することができなくなつたときには、その一部又は全部を還付することができる。

（占用料の減免）

第 6 条 市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めたときは、第 3 条の規定にかかわらず、同条に規定する範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

- （1）法第 3 5 条に規定する事業及び地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 6 条に規定する公営企業に係るもの
- （2）電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 2 条第 1 項第 1 7 号に規定する電気事業者又は電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 0 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の電線又は電話線及び各戸引込地下埋設管
- （3）占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱及び支線
- （4）街灯その他道路交通の安全又は円滑を図る効用を有するもの
- （5）ガス事業法（昭和 2 9 年法律第 5 1 号）第 2 条第 1 2 項に規定するガス事業者が設けるガス管
- （6）水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）の規定に基づいて設ける水管（第 1 号に該当するものを除く。）
- （7）独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- （8）公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）による選挙運動のために使用する立札看板その他の物件
- （9）道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所標識及び待合所（第 1 号

に該当するものを除く。)

(10) 出入りするために側溝、路端又は法面^{のり}に鉄板、板等を常置して設ける軽易な通路

(11) 小牧市にぎわい広場の設置及び管理に関する条例（令和 2 年小牧市条例第 4 3 号）第 4 条第 4 項の規定により法第 3 2 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を受けたものとみなされた小牧市にぎわい広場の全部又は一部の利用に係るもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に占用料を減免する必要があると認めたもの

（延滞金の徴収）

第 7 条 占用料を納期限までに納付しなかつた道路占用者には、延滞金を徴収する。

2 前項の規定による延滞金については、小牧市税外収入に係る延滞金に関する条例（昭和 3 9 年小牧市条例第 1 2 号）の規定を準用する。この場合において、同条例第 2 条第 1 項及び附則第 2 項中「1 4 . 6 パーセント」とあるのは「1 4 . 5 パーセント」と、「7 . 3 パーセント」とあるのは「7 . 2 5 パーセント」と読み替えるものとする。

（委任）

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 1 年条例第 2 3 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 5 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に法第 3 2 条第 1 項又は第 3 項の規定により許可を受け、占用料を免除されている者で施行日以降引き続いて道路を占用し、許可条件の変更により施行日以降新たに占用料を徴収されることとなつた者に係る占用料の徴収は、第 4 条の規定にかかわらず、昭和 5 1 年度に限り

昭和 5 2 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則（昭和 5 7 年条例第 2 7 号）

この条例は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 0 年条例第 3 9 号）

この条例は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 3 年条例第 2 7 号）

この条例は、昭和 6 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年条例第 1 6 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（小牧市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に道路の占用について許可を受けた者の当該占用（平成 4 年 6 月 2 9 日までの期間に係る道路の占用に限る。）に係る占用料の額については、第 1 条の規定による改正後の小牧市道路占用料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年条例第 2 3 号）

- 1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条から第 8 条までの規定による改正前の各条例の規定に基づいて平成 6 年 3 月 3 1 日以前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 4 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(小牧市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 施行日前に道路の占用について許可を受けた者の当該占用（平成9年4月29日までの期間に係る道路の占用に限る。）に係る占用料の額については、第15条の規定による改正後の小牧市道路占用料条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第20号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年4月1日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定により許可を受け、又は同法第35条の規定により協議が成立したことにより道路を占用していた者が同日以後において引き続き同一の占用物件により当該道路を占用する場合の当該占用物件に係る平成10年度以後の各年度の占用料の額は、当該占用者ごとに、改正後の小牧市道路占用料条例第3条及び別表の規定により算出した当該占用物件に係る平成10年度以後の各年度の占用料の額が当該占用物件に係る平成9年度の占用料の額（当該占用物件に係る平成10年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間と当該占用物件に係る平成9年度の占用の期間が異なる場合にあっては、当該占用物件に係る平成10年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間を当該占用物件に係る平成9年度の占用の期間として改正前の小牧市道路占用料条例第3条及び別表の規定により算出した当該占用物件に係る占用料の額）に平成9年4月1日から平成10年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.1のべき乗を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合は、調整占用料額とする。

附 則（平成12年条例第27号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第7号の改正規定中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める部分は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 6 号の改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 23 号）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 34 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表令第 7 条第 1 号に掲げる物件の項の次に次のように加える改正規定は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 36 号）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 6 条第 1 号及び別表の改正規定 公布の日

(2) 第 7 条第 2 項に後段を加える改正規定 平成 26 年 1 月 1 日

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に道路の占用について許可を受けた者の当該占用（施行日前から平成 26 年 4 月 29 日までの期間に係る道路の占用に限る。）に係る占用料の額については、改正後の小牧市道路占用料条例第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年条例第 25 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 45 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中第 4 条ただし書の改正規定、第 2 条中第 8 条の 2 第 3 項ただし書の改正規定、第 3 条中第 9 条第 1 項ただし書の改正規定並びに第 4 条中別表（1）の表

の改正規定、別表（２）の表工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設又は土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場の設置の項及びその他の土地の占用の項の改正規定並びに別表備考第５号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第２０号）抄

（施行期日）

１ この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（小牧市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置）

５ 施行日前に道路の占用について許可を受けた者の当該占用（施行日前から令和元年１０月３０日までの期間に係る道路の占用に限る。）に係る占用料の額については、第４条の規定による改正後の小牧市道路占用料条例第３条ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第５６号）抄

（施行期日）

１ この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（小牧市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置）

２ この条例の施行の日前に道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３２条第１項若しくは第３項の規定により許可を受け、若しくは同法第３５条の規定により同意を得、又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第３９号）第１０条、第１１条第１項若しくは第１２条第１項の規定により許可を受け、若しくは同法第２１条の規定により協議が成立したことにより道路を占用していた者が同日以後において引き続き同一の占用物件により当該道路を占有する場合の当該占用物件に係る令和２年度以後の各年度の占用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合につき、当該占用物件に係る令和元年度の占用料の額（当該占用物件に係る令和２年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間と当該占用物件に係る令和元年度の占用の期間が異なる場合にあっては、当該占用物件に係る令和２年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間を当該占用物件に係る令和元年度の占用の期間と

して改正前の小牧市道路占用料条例第3条及び別表の規定により算出した当該占用物件に係る占用料の額）に平成31年4月1日から令和2年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額（以下この項において「調整占用料額」という。）とする。

(1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者 改正後の小牧市道路占用料条例第3条及び別表の規定により算出した当該占用物件に係る令和2年度以後の各年度の占用料の額（以下「新占用料額」という。）を当該占用者の事業所ごとに合計した額が調整占用料額を当該占用者の事業所ごとに合計した額を超える場合

(2) その他の者 新占用料額が調整占用料額を超える場合

附 則（令和2年条例第43号）抄

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（令和3年規則第10号で令和3年4月1日から施行）

附 則（令和4年条例第49号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

占用物件の種類	区分	単位	占用料（単位円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	950
	第2種電柱	1本1年につき	1,500
	第3種電柱	1本1年につき	2,000
	第1種電話柱	1本1年につき	850
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900

	その他の柱類	1 本 1 年につき	8 5
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル 1 年につき	9
	地下に設ける電線その他の線類	長さ 1 メートル 1 年につき	5
	路上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	8 3 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方 メートル 1 年に つき	5 1 0
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	1, 7 0 0
	郵便差出箱及び信書便差出 箱	1 個 1 年につき	7 2 0
	広告塔	表示面積 1 平方 メートル 1 年に つき	2, 4 0 0
	その他のもの	占用面積 1 平方 メートル 1 年に つき	1, 7 0 0
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げ る物件	外径が 0. 0 7 メートル未 満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	3 6
	外径が 0. 0 7 メートル以 上 0. 1 メートル未満のも の	長さ 1 メートル 1 年につき	5 1
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のも の	長さ 1 メートル 1 年につき	7 7
	外径が 0. 1 5 メートル以	長さ 1 メートル	1 0 0

	上 0. 2メートル未満のもの			1年につき	
	外径が 0. 2メートル以上 0. 3メートル未満のもの			長さ 1メートル 1年につき	1 5 0
	外径が 0. 3メートル以上 0. 4メートル未満のもの			長さ 1メートル 1年につき	2 0 0
	外径が 0. 4メートル以上 0. 7メートル未満のもの			長さ 1メートル 1年につき	3 6 0
	外径が 0. 7メートル以上 1メートル未満のもの			長さ 1メートル 1年につき	5 1 0
	外径が 1メートル以上のもの			長さ 1メートル 1年につき	1, 0 0 0
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置	地下に設けるもの	長さ 1メートル 1年につき	5
			その他のもの	長さ 1メートル 1年につき	1 7

	する 導 線 そ の 他 の 線 類		
	道路の構造又は交通 の状況を表示する標 示柱その他の柱類		1 本 1 年につき 1 , 4 0 0
	そ の 他 の も の	上空に設けるも の	占用面積 1 平方 メートル 1 年 につき 8 5 0
		地下に設けるも の	占用面積 1 平方 メートル 1 年 につき 5 1 0
	その他のもの		占用面積 1 平方 メートル 1 年 につき 1 , 7 0 0
法 第 3 2 条 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 施 設			占用面積 1 平方 メートル 1 年 につき 1 , 7 0 0
法 第 3 2 条 第 1 項 第 5 号 に 掲 げ る 施 設	上空に設ける通路		占用面積 1 平方 メートル 1 年 につき 1 , 2 0 0
	地下に設ける通路		占用面積 1 平方 メートル 1 年 につき 7 1 0
	その他のもの		占用面積 1 平方 メートル 1 年 につき 1 , 7 0 0

			つき	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	24
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	240
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400
	標識		1本1年につき	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	24
		その他のもの	1本1月につき	240
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	24
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	240
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,400
		その他のもの	1基1月につき	1,200

令第7条第2号 に掲げる太陽光 発電設備及び風 力発電設備			占用面積1平方 メートル1年に つき	1,700
令第7条第4号 に掲げる工事用 施設及び同条第 5号に掲げる工 事用材料			占用面積1平方 メートル1月に つき	240
令第7条第6号 に掲げる仮設建 築物及び同条第 7号に掲げる施 設			占用面積1平方 メートル1月に つき	170

備考

- この表において、「第1種電柱」とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- この表において、「第1種電話柱」とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- この表において「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者

以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

- 4 占用料の額が100円に満たないときは、100円とする。
- 5 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。